

第98期定時株主総会招集に際しての 電子提供措置

事業報告

企業集団の現況

事業の経過およびその成果

対処すべき課題

財産および損益の状況

主要な事業内容

主要な営業所

使用人の状況

主要な借入先の状況

株式の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制

会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

株式会社 T B S ホールディングス

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

事業報告(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

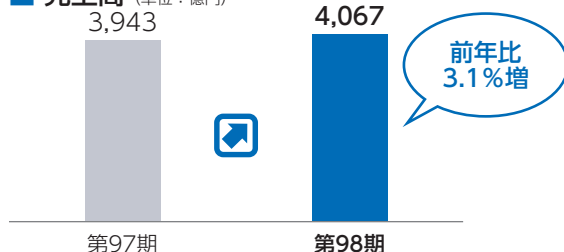
当連結会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）における我が国の経済は、緩やかな回復が続きました。個人消費や企業収益は改善、設備投資は持ち直しの動きがみられます。ただし、物価上昇による消費者マインドの下振れや、アメリカの通商政策の影響による景気の下振れに、注意が必要な状況となりました。

このような状況の下、当連結会計年度における当社グループの連結売上高は、(株)TBSテレビの広告収入の増収や配信広告収入の伸長、好調なスタイリングライフグループに加え、やる気スイッチグループを2023年6月に連結したこと等により、4,067億円（前年比3.1%増）となりました。

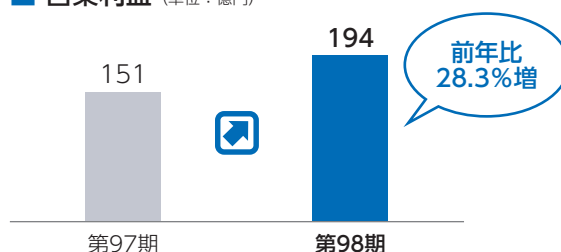
売上原価と販売費および一般管理費を合わせた営業費用は、代理店手数料の増加や、やる気スイッチグループの連結等により、3,872億3千5百万円（前年比2.1%増）となりました。

この結果、営業利益は194億6千5百万円（前年比28.3%増）となりました。経常利益は316億4百万円（同14.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は439億1千4百万円（同15.2%増）となりました。

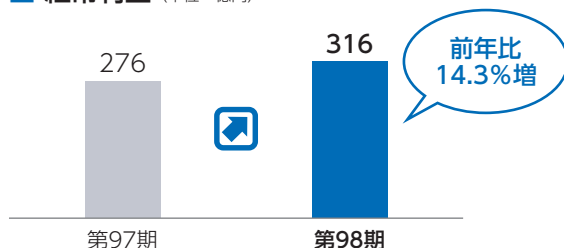
■ 売上高 (単位：億円)



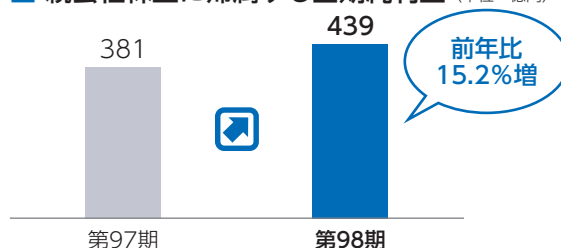
■ 営業利益 (単位：億円)



■ 経常利益 (単位：億円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：億円)

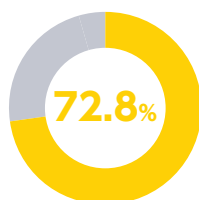


メディア・コンテンツ事業

売上高

2,962億円（前年比2.9%増）

売上高構成比

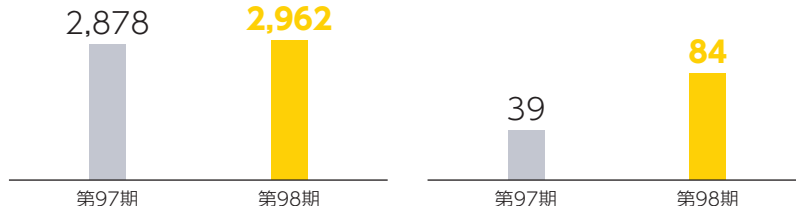


売上高

（単位：億円）

営業利益

（単位：億円）



メディア・コンテンツ事業セグメントの当連結会計年度の売上高は2,962億4千2百万円（前年比2.9%増）、営業利益は、84億9千万円（同116.2%増）となりました。

（株）TBSテレビのテレビ部門の当連結会計年度の売上高につきましては、放送収入が前年を上回ったこと、配信広告収入が引き続き好調なことに加え、メディア事業を2023年7月に事業部門から移管したこと等により、109億5百万円増収の2,120億3千4百万円（前年比5.4%増）となりました。このうち、タイム収入は、レギュラーセールスは好調でしたが、単発セールスの前年との規模差により減収となり、812億6千4百万円（同0.4%減）となりました。一方、スポット収入は、市況の改善やシェアの伸長等もあり、前期比45億7千8百万円増収となる823億5千5百万円（同5.9%増）となりました。配信広告収入は、引き続きTVerを中心に好調で、120億4千8百万円（同46.2%増）となりました。また、海外配信を含めた有料配信収入は、配信作品の拡充等により伸長しているものの、前連結会計年度において、大きく売上に貢献した「風雲！たけし城」や「離婚しようよ」等の反動により112億1千4百万円（同7.7%減）となりました。その他収入は、メディア事業を事業部門から移管したこと等により、251億5千万円（同17.7%増）となりました。

（株）TBSテレビの事業部門の当連結会計年度の売上高は、23億1千4百万円減収の166億9百万円（前年比12.2%減）となりました。映画は、「ラストマイル」や「グランメゾン・パリ」等が大ヒット、アニメは「五等分の花嫁」等の二次利用が好調で増収の一方、メディア事業をテレビ部門へ移管したこと等により、部門全体で減収となりました。

（株）TBSラジオは、タイム収入が堅調に推移する中、イベント収入が増加したこと等により、2億1千2百万円増収の83億5千万円（前年比2.6%増）となりました。

（株）BS-TBSは、スポット収入およびショッピングが伸長したものの、タイム収入の減少により、1億2千3百万円減収の169億8千5百万円（前年比0.7%減）となりました。

（株）TBSグロウディアは、ショッピング収入の伸長等により、4億6千6百万円増収の306億6千万円（前年比1.5%増）となりました。

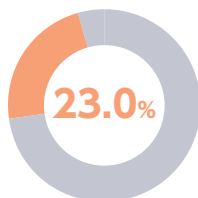
（株）日音は、邦楽・洋楽収入の減少等により、8千万円減収の91億9千1百万円（前年比0.9%減）となりました。

TCエンタテインメント（株）は、前年好調であったDVD販売の反動減等により、34億8千2百万円減収の58億9千万円（前年比37.2%減）となりました。

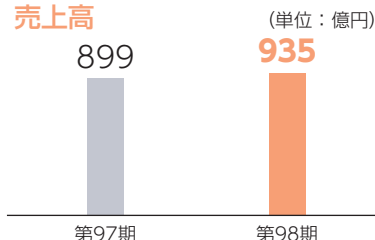
この結果、同セグメントにおける営業利益は45億6千3百万円増益となる84億9千万円（前年比116.2%増）となりました。

ライフスタイル事業 売上高 935億円（前年比4.1%増）

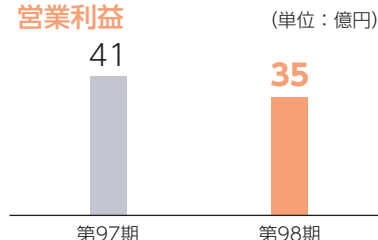
売上高構成比



売上高



営業利益



ライフスタイル事業セグメントの当連結会計年度の売上高は、935億7千6百万円（前年比4.1%増）、営業利益は35億5百万円（同16.1%減）の増収減益となりました。

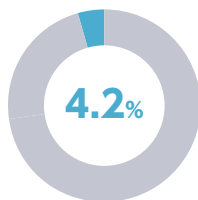
スタイリングライフグループでは、中核の雑貨小売販売事業の「プラザスタイルカンパニー」は、化粧品に加え、気温上昇に対応した暑さ対策商材およびキャラクター商材が伸長したこと等により、増収増益となりました。

ビューティ&ウェルネス事業は、化粧品の開発・製造・販売を行っている「BCLカンパニー」の主力の「サボリーノ」や、新規ブランドの「乾燥さん」が伸長したこと等により、増収増益となりました。なお、2024年5月に㈱ライトアップショッピングクラブの全株式を譲渡し、同社を連結範囲から除外した結果、スタイリングライフグループ全体で減収増益となりました。

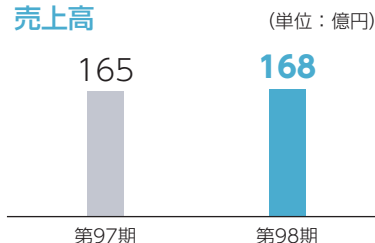
やる気スイッチグループは、個別指導塾事業および幼児教育他事業を展開しており、2023年6月に連結したこと等によりセグメントの売上高は増加となりましたが、人件費および広告宣伝費の増加やのれん償却費等により、営業利益は減少となりました。

不動産・その他事業 売上高 168億円（前年比2.0%増）

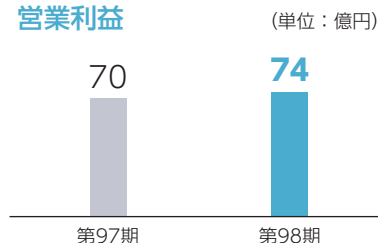
売上高構成比



売上高



営業利益



不動産・その他事業セグメントの当連結会計年度の売上高は、賃料収入の増加等により3億2千9百万円増収の168億8千1百万円（前年比2.0%増）、営業利益は74億6千8百万円（同5.7%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループの最大の課題は、予測が難しく変化が続く経営環境においても、社会に求められる企業として持続的に企業価値を向上していくことであると認識しています。こうした課題に対し、長期的な視点に立ち、将来の目指す姿として、2021年5月に「TBSグループ VISION2030」(以下、VISION2030)を策定しました。そして、2030年度までの10年間で3つのフェイズに分け、それぞれの期間の位置付けを明確にした上で、VISION2030達成に向けて計画を立案しています。

刻々と変わる世界情勢や人口動態、日本の放送広告市場など、TBSグループを取り巻く外部環境に対し、当社グループが持つ強みと、対処すべき経営課題を明確にし、VISION2030で示した姿を目指します。

さらに、放送局には高い信頼性や公共性が求められています。TBSテレビを中核子会社に持つ当社グループとしては、コンプライアンスと人権尊重を徹底し、「マスメディアとしての社会的使命と信頼」をしっかりと果たしていきます。

<当社グループを取り巻く環境と経営課題>



「TBSグループ VISION2030」の概要

当社グループにとって重要なのは“コンテンツ制作力”です。メディア環境が激変していく中で、今まで以上に人々の“信頼”に応え、心や生活を豊かにする素晴らしいコンテンツを創出します。「心揺さぶるもの」すべてをコンテンツと定義し、その価値を最大化するグループになることを目指します。

具体的には、オリジナルIP（知的財産）開発を推進し、クリエイティブ力を強化していきます。そして、創ったコンテンツを無限に広げる拡張戦略として「EDGE※」を推進します。

※EDGE: Expand Digital Global Experience

配信を強化してデジタルコンテンツを開拓し（Digital）、海外市場へのさらなる飛躍を追求し（Global）、ライブエンタテインメントやライフスタイルを“体験する”事業の拡大（Experience）へ当社リソースを集中していきます。

VISION2030では、拡張戦略「EDGE」によって、放送広告市場の大幅な拡大が見通せない状況下においても、成長事業領域を確実に伸長させることにより、グループ全体の成長を目指します。

とはいえ、放送事業はこの成長の土台であり、放送事業の価値向上を目指すことに変わりはありません。マスメディアとしての社会的使命と信頼をしっかりと果たし、パートナーと新たな価値を提案すること、また、データマーケティング推進によるメディアパワーの進化を目指していきます。

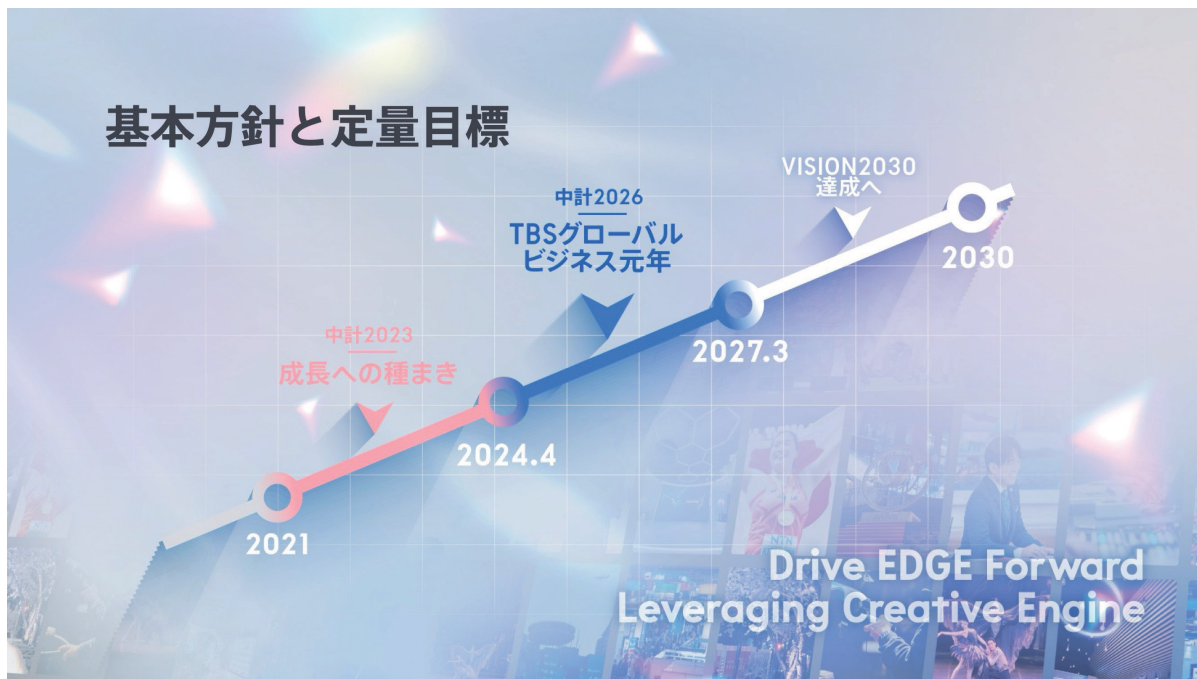
そして、公共性や社会的使命をもつグループならではのESG経営として、私たちが暮らす地球に（Environment）、社会や働く仲間に（Social）、責任企業として（Governance）「最高の“時”」を提供するため様々な施策を講じます。私たちはコンテンツを通じて、全てのステークホルダーとともに、多様な価値観が尊重される、幸福で持続可能な社会を共創していきます。

「TBSグループ 中期経営計画2026」の概要

2024年5月に策定した「TBSグループ 中期経営計画2026」（以下、中計2026）は、VISION2030の第2フェーズにあたります。第1フェーズ（2021年度～2023年度）では、VISION2030へ向けた成長への種まき期間として、国内有料配信プラットフォームへの出資や知育・教育事業への進出、ライフスタイル事業の強化など、「EDGE」領域の中でも、特にDigital（デジタル）およびExperience（エクスペリエンス）領域を中心に約1,450億円規模の成長投資を行いました。

中計2026では、第1フェーズで拡大した事業ポートフォリオをGlobal（グローバル）領域でも拡大するため、2024年を「TBSグローバルビジネス元年」と定め、TBSが創出するコンテンツIPを世界に広げる体制整備を進めました。2025年度以降も成長を加速すべく、成長領域への継続的な種まきやコンテンツIPの獲得・増強などを推進し、2026年度において、売上高4,500億円、営業利益240億円を目指します。

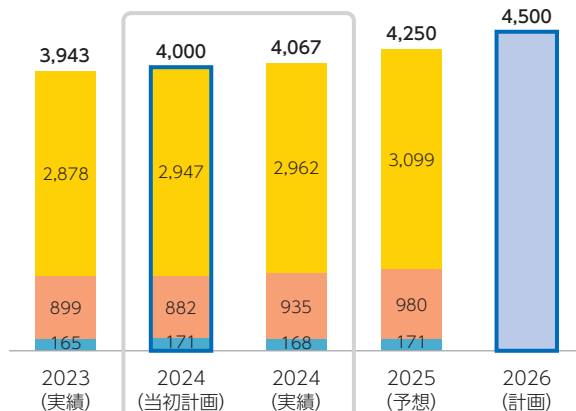
<VISION2030における中計2026の位置づけ>



<中計2026の定量目標>

連結売上高の推移

単位：億円

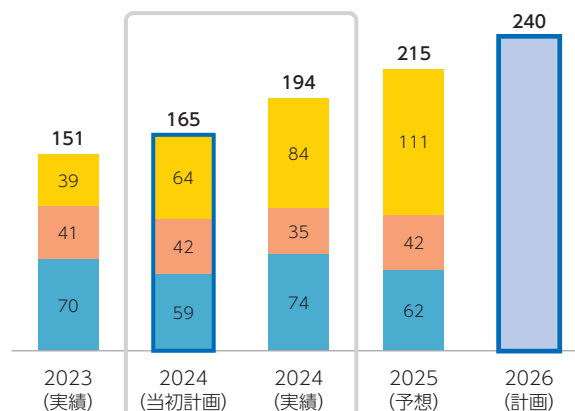


■ メディア・コンテンツ ■ ライフスタイル ■ 不動産・その他

※2024年度グローバル関連売上比率2%強 (2026年度グローバル関連売上5%目標)

連結営業利益の推移

単位：億円



■ メディア・コンテンツ ■ ライフスタイル ■ 不動産・その他

「TBSグループ 中期経営計画2026」 達成に向けた施策

【コンテンツIP創出力の強化とレバレッジ】

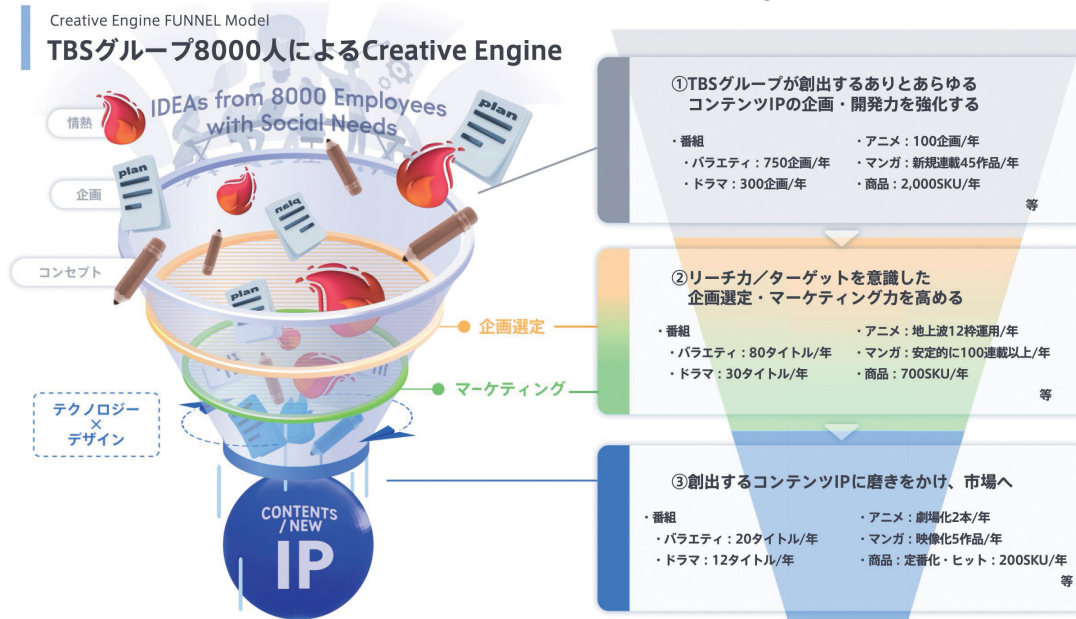
TBSグループにとって重要なのは「コンテンツ制作力」であり、そこから生み出される「コンテンツIP」です。ドラマ、報道、バラエティ、アニメなど映像音声を中心とした「コアコンテンツ」に加え、第1フェーズの成長投資の過程で「新たなコンテンツ」も獲得しました。

中計2026においては、TBSグループ全体で多様なアイディアを生み出せる環境を整備し、企画を見極める眼を養うとともにマーケティング力を強化することで優れたコンテンツIPを選定します。さらにテクノロジーやデザインの手で磨き上げ、より強力なコンテンツIPを生み出せる体制を構築します。

そして、質・量ともに充実した強いコンテンツIPにレバレッジをかけ、放送だけでなく、「EDGE」領域におけるTBSの成長を加速させることで、皆様の心の中に「時代を超えて残り続ける価値」、すなわち”Timeless Value”を追求・提供するグループを目指します。

また、私たちは、自らの手でコンテンツIPを開発するだけでなく、投資によるIPの獲得も行っていきます。コンテンツIPの強化によって、「EDGE」領域の事業成長はもちろん、テレビ視聴率の全時間帯1位、無料配信再生数1位を目指します。

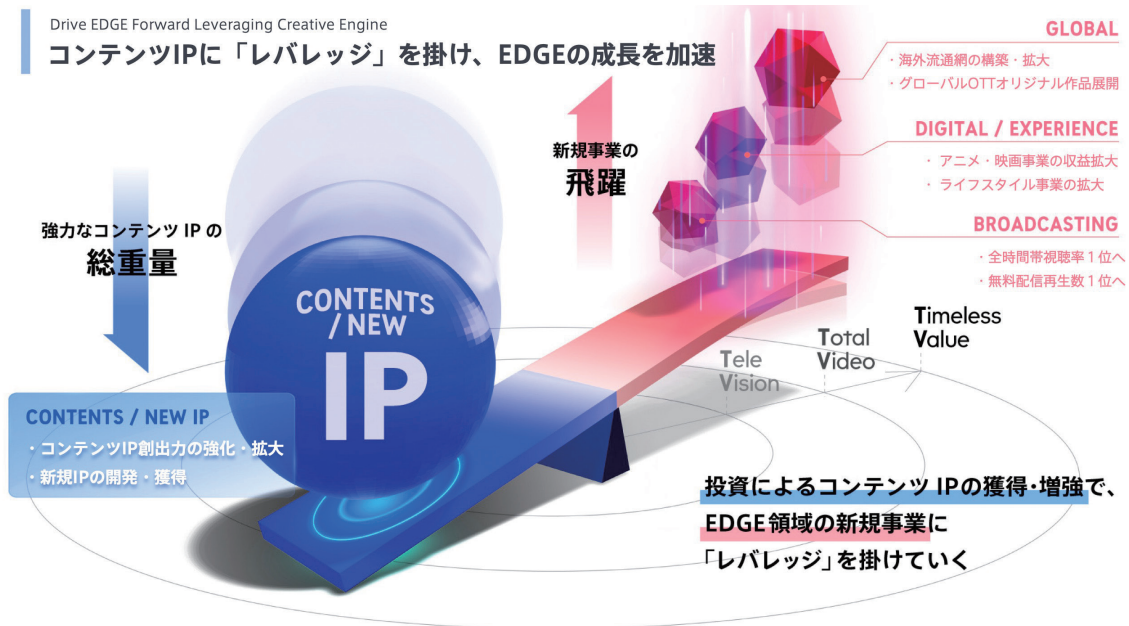
<TBSグループ一丸となったCreative Engine>



<コンテンツIPへのレバレッジ>

Drive EDGE Forward Leveraging Creative Engine

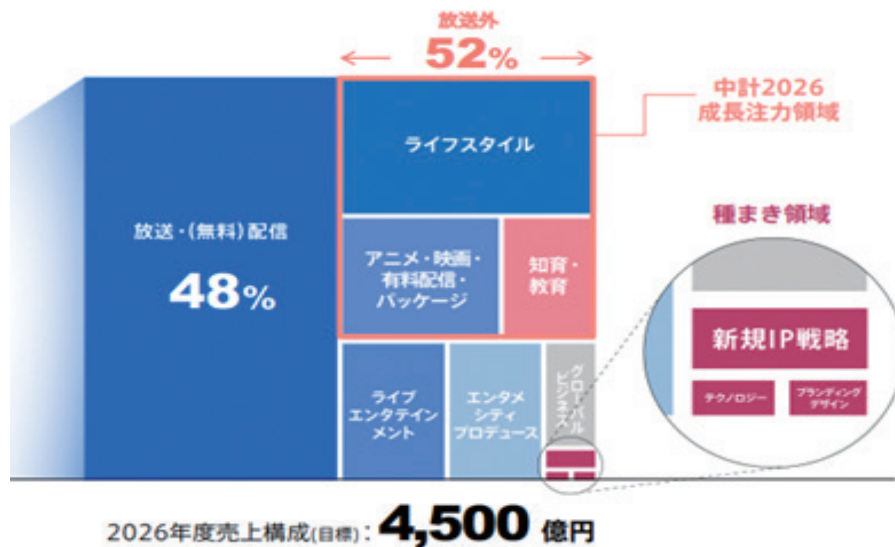
コンテンツIPに「レバレッジ」を掛け、EDGEの成長を加速



【新規事業創出を通じた事業ポートフォリオの拡充】

中計2026では、従来の主たる収益源である地上波広告事業を始めとした放送事業、無料配信事業を「安定収益領域」とし、第1フェイズで積極的に成長投資を行ってきた有料配信事業や知育・教育事業などを「成長注力領域」と設定しました。さらに、2024年度を「TBSグローバルビジネス元年」に位置付けたグローバルビジネス領域や新規IP戦略などを「種まき領域」として設定しています。領域の区分を明確化することによって、事業ポートフォリオの拡充と不断の見直しを行い、最適なコンテンツIPのアロケーションを実現させます。

＜2026年度に向けた事業ポートフォリオ＞



【資本効率を意識したキャピタル・アロケーションと株主還元】

コーポレートガバナンス・コードの遵守および資本効率を意識した経営推進に向け、政策保有株式の売却を加速させます。売却による資金や営業キャッシュ・フロー等をもとに1,600億円規模の成長投資を実行することで、中長期的な利益拡大、および資本効率の向上を目指します。さらに、配当と機動的な自己株式の取得により、安定的かつ継続的な株主還元を実施します。

＜2026年度に向けたキャピタル・アロケーション＞



【2024年度の取組み】

グローバル領域において、米国法人であるTBSインターナショナルの機能強化やTBS KOREAの設立などを行いました。米国ではコンテンツIP販売代理店の子会社化による販売力向上に加え、エンタテインメント企業との協業やIP開発を行っていきます。韓国ではドラマや映画、K-POPなどへの投資やIP開発を通じ、コンテンツを世界に向けて販売していきます。海外企業との連携では、米国のブルームバーグメディアと戦略的パートナーシップを締結し、TBS CROSS DIG with Bloombergを立ち上げました。また、米国の大手ライブエンタテインメント企業であるJohn Gore Organizationと連携し、ブロードウェイ作品等への直接出資を実施しています。このほか、子会社であるスタイリングライフ・ホールディングスでは、英国ブランドであるCath Kidstonの独占輸入販売権とライセンスを取得し、日本再上陸の実店舗を表参道と京都にオープンしました。日本市場のみならず、アジア各国に向けてライフスタイル事業を拡充していきます。

コンテンツIPの強化においては、THE SEVENをグローバル戦略スタジオと位置づけ、「今際の国のアリス シーズン3」「国民クイズ」などの制作を進めています。アニメ事業では「アオのハコ」「地縛少年花子くん2」などの作品に加え、2025年5月公開の「たべっ子どうぶつ THE MOVIE」をはじめとしたアニメ映画の展開も進めています。グローバル展開が可能なヒット作品を継続的に生み出すべく、体制を構築します。また、TBS GAMESでは「バナナサンド」「SASUKE」などのテレビ番組と連携したアプリゲームをリリースしました。更に、TBSグループキャラクターとして「ワクティ」が誕生しました。世界中のワクワクが集まって誕生したキャラクターとして「ときめくとき」をお届けしていきます。

キャピタル・アロケーションについては、総額396億円の政策保有株式売却を進めました。更に自己株式の取得と配当により、総額169億円の株主還元を実施しました。今後も総還元性向を意識し、自己株式の取得を機動的に行っていきます。

<TBSグループキャラクター「ワクティ」>



TBSグループ マテリアリティ

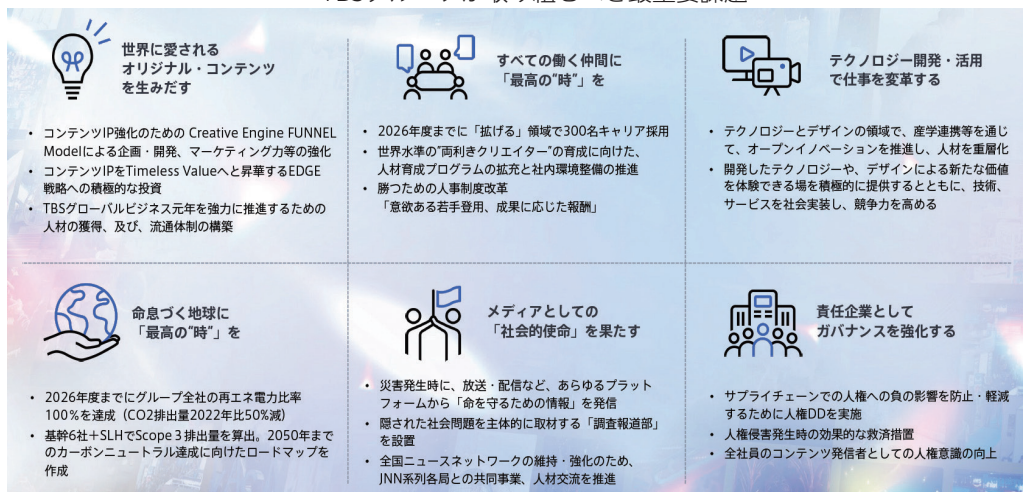
「TBSグループマテリアリティ」は2022年5月、当社グループの企業理念・ブランドプロミスをふまえ、VISION2030で掲げた拡張戦略「EDGE」を実現し、ESG経営を推進する上で取り組みが不可欠な重要課題として公表したものです。

当社グループはコンテンツグループとしての企業価値の持続的向上と、持続可能な社会の実現に向けた取組を一層強化・促進するため、2021年10月にサステナビリティ委員会を設置しました（委員長＝代表取締役社長・副委員長＝CSO（Chief Sustainability Officer）である取締役）。サステナビリティ委員会は傘下に「気候変動対策」「ウエルネス」「人的資本」「知的財産」の4つのワーキンググループを置き、当社グループのサステナビリティ推進体制のチェックや、新たな施策の検討・提案、さらに適正な開示のあり方などを検証しています。2023年11月には人権の諸課題への対応や人権デュー・ディリジェンスを実施する「人権小委員会」、さらにサステナビリティ施策をグループ会社全体で共有・推進するための「グループサステナビリティ連絡会議」を新たに設置しました。

2024年度の取組みの一つとして、2024年4月にコンテンツ制作関連事業者など152社に対して、人権デュー・ディリジェンスに関するアンケートを実施しました。アンケート結果を踏まえて、「コンテンツ制作における人権尊重のための指針」の策定と救済窓口の新設を行い、より健全な制作環境の構築を目指します。

また、当社はTBSテレビとともに「健康経営優良法人2025（大規模法人部門・ホワイト500）」に2年連続で認定されました。民放キー局では唯一の認定局です。公正で心身に安全な労働環境づくりを目指し、健康経営を推進する「ウエルネスWG」の取り組みにより、従業員の生産性向上指標のプレゼンティーイズムが前年度より8.2ポイント向上しました。今後も安全で働きがいがあり、創造性を発揮できる職場づくりを目指し、様々な施策に取り組んでいきます。

<TBSグループが取り組むべき最重要課題>



(3) 財産および損益の状況

企業集団の財産および損益の状況

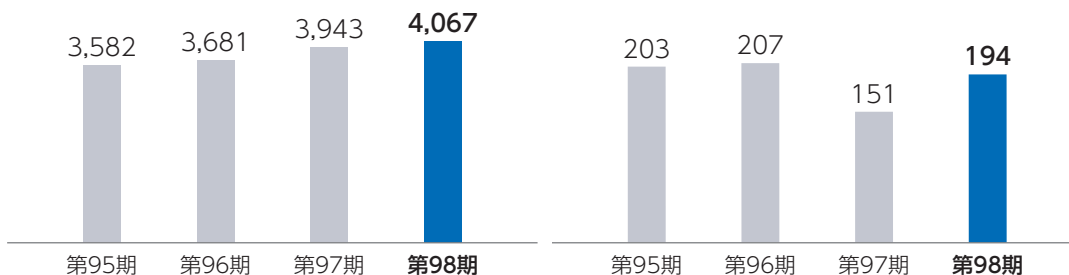
区分		第95期 (2022年3月期)	第96期 (2023年3月期)	第97期 (2024年3月期)	第98期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	(百万円)	358,269	368,130	394,309	406,700
営業利益	(百万円)	20,346	20,782	15,175	19,465
経常利益	(百万円)	30,707	35,086	27,653	31,604
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	32,008	35,182	38,126	43,914
1株当たり当期純利益	(円)	187.35	208.76	232.28	273.04
純資産	(百万円)	883,002	796,184	1,149,947	949,232
総資産	(百万円)	1,201,632	1,067,865	1,567,504	1,296,125

■ 売上高

(単位：億円)

■ 営業利益

(単位：億円)

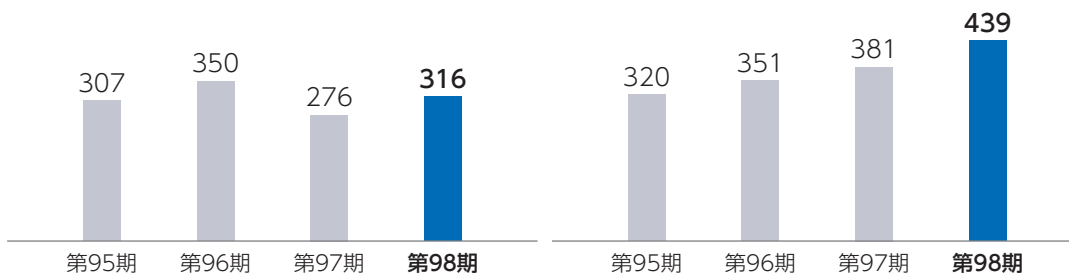


■ 経常利益

(単位：億円)

■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：億円)



(4) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、テレビ・ラジオの放送および関連事業、ライフスタイル事業、不動産事業を主に、これらに附随するサービス、保守等を行っております。

当連結会計年度における事業内容は、次のとおりであります。

事業区分	事業内容
メディア・コンテンツ事業	・放送関連事業 放送、番組制作、映像技術、美術制作、VFX、音声技術、照明技術、カメラ取材、調査・研究等 ・各種催物、ビデオソフト等の企画・制作、CS事業、コンピュータソフト企画・開発 映像・音声ソフト制作・販売・配信事業、各種催物、番組販売、ビデオソフト制作・販売、アニメ・マンガの企画・制作、音楽ソフト企画・制作等
ライフスタイル事業	・雑貨小売、化粧品製造・販売、知育・教育事業等
不動産・その他事業	・不動産賃貸・保守およびサービス事業 スタジオ管理、冷暖房管理、駐車場管理、機材リース、保険代理、不動産賃貸等

(5) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

営業所名	所在地
本社	東京都港区赤坂五丁目3番6号

② 子会社

会社名	所在地
株式会社TBSラジオ、株式会社TBSテレビ（注1）、株式会社BS-TBS、株式会社TBSスパークル、株式会社TBSグロウディア、株式会社TBSアクト、株式会社THE SEVEN、株式会社TBSメディア総合研究所、株式会社日音、株式会社CS-TBS、TCエンタテインメント株式会社、株式会社マンガボックス、株式会社TBS企画、株式会社TBSサンワーク、株式会社TBSヘクサ、赤坂熱供給株式会社	東京都港区
株式会社スタイリングライフ・ホールディングス（注2）、株式会社CPコスメティクス（注3）	東京都新宿区
株式会社やる気スイッチグループホールディングス（注4）、株式会社やる気スイッチグループ（注5）、株式会社やる気スイッチキャリア、株式会社YPスイッチ	東京都中央区
株式会社寺小屋グループ	愛媛県松山市
株式会社Seven Arcs	東京都武蔵野市
株式会社緑山スタジオ・シティ	神奈川県横浜市
TOKYO BROADCASTING SYSTEM INTERNATIONAL,INC. Bellon Entertainment Inc.	米国 ニューヨーク
TOKYO BROADCASTING SYSTEM KOREA,INC.	韓国 ソウル

(注1) 株式会社TBSテレビは、大阪府大阪市に関西支社、神奈川県横浜市にテレビスタジオ、東京都墨田区にテレビ送信所を有しています。
(注2) 株式会社スタイリングライフ・ホールディングスは、全国店舗網として「PLAZA」等152店舗と大阪府大阪市に営業所、静岡県焼津市に主要な工場を有しています。
(注3) 株式会社CPコスメティクスは、東京都品川区・北海道札幌市・愛知県名古屋市・大阪府大阪市・福岡県福岡市に営業所を有しています。
(注4) 株式会社やる気スイッチグループホールディングスは、子会社等において2,478校（2025年2月28日時点）の教室等を運営しています。
(注5) 株式会社やる気スイッチグループは、兵庫県神戸市に西日本支社を有しています。

(6) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

事業区分	就業人員数	前連結会計年度末比増減
メディア・コンテンツ事業	4,586名	57名増
ライフスタイル事業	2,844名	5名増
不動産・その他事業	54名	13名減
全社（共通）	611名	54名増
合 計	8,095名	103名増

(注) 全社（共通）として記載されている就業人員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(7) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	7,910
株式会社三菱UFJ銀行	2,723
株式会社三井住友銀行	1,420
株式会社伊予銀行	760
株式会社横浜銀行	710
三井住友信託銀行株式会社	354

(注1) 当社は、赤坂二・六丁目地区開発計画に係る建物建設費等に充てる資金調達のため、金融機関と総額700億円のコミット型タームローンを締結しております。

(注2) 連結子会社である株式会社スタイリングライフ・ホールディングスは、株式会社三井住友銀行など2社と合計40億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(事業報告「資金調達の状況」参照 借入実行残高なし、借入未実行残高40億円)

株式の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 165,591,065株

(3) 株主数 15,194名

(4) 大株主およびその持株数 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	15,938,500	9.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社電通口)	9,310,500	5.68
株式会社MBSメディアホールディングス	8,848,100	5.40
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,769,236	3.52
三井不動産株式会社	5,713,728	3.48
株式会社NTTドコモ	5,713,000	3.48
日本生命保険相互会社	5,006,235	3.05
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,934,352	3.01
株式会社ビックカメラ	4,190,000	2.55
株式会社講談社	3,771,200	2.30

(注1) 持株比率は、自己株式 (1,871,712株) を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(注2) 当事業年度末の外国人等の議決権に占める放送法上の割合は、16.54%であります。

(注3) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社電通口) の持株数9,310,500株は、株式会社電通が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものであります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	22,427株	6名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年11月8日開催の取締役会で、資本効率の向上および株主還元を図ることを目的として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却についても決議し、それぞれ実施しております。

自己株式の取得について

取得した株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	2,343,600株
株式の取得価額の総額	8,807,248,800円
取得日	2024年11月11日

自己株式の消却について

消却した株式の種類	普通株式
消却した株式の総数	3,000,000株
消却した日	2024年11月29日

当社は、2024年12月5日開催の取締役会で、当社および当社の子会社の従業員に対して従業員持株会を通じて譲渡制限付株式を付与する制度の導入を決議し、自己株式の処分を実施しました。

自己株式の処分について

処分した株式の種類	普通株式
処分した株式の総数	619,100株
株式の処分価額の総額	2,389,726,000円
処分した日	2025年3月3日

当社は、2023年2月9日開催の取締役会で、当社の完全子会社である株式会社TBSテレビの従業員を対象に、福利厚生充実および中長期的な企業価値を高めることを目的として、信託を活用したインセンティブ・プラン（株式付与ESOP信託）を導入しております。2025年3月31日現在、株式付与ESOP信託口が所有する当社株式は3,399,682株であります。

当社の一部子会社は、取締役を対象とする信託を用いた株式報酬制度（役員向け株式交付信託）を、2023年6月29日付で導入しております。この制度の目的は、当社株式を用いることで子会社取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にするものです。2025年3月31日現在、役員向け株式交付信託が所有する当社株式は268,336株であります。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
ア．当事業年度に係る報酬等の額	54
イ．当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	105

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の表ア．の金額はこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は会計監査人の過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間および監査報酬の推移を確認し、当事業年度の監査時間および報酬の見積額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注3) 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）による監査を受けている子会社があります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあると認められる場合には、監査役会が監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を遂行することが困難と認められる等、監査役会が必要であると判断した場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該決定にもとづき取締役会が当該議案を株主総会に提出いたします。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、次のとおり定めております。

はじめに

当社は、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、「TBSグループ行動憲章」に謳った放送の社会的責任と公共的使命を常に念頭において、コーポレートガバナンスの充実・強化をはかる。

当社は、企業集団として内部統制体制を構築・推進するため、社長を委員長とする「TBSグループ企業行動委員会」を設置し、適正かつ効率的な事業遂行を達成するとともに、企業集団としての企業価値の維持・増大をはかる。

同委員会は、当社および当グループの取締役ならびに外部委員で構成し、以下の事項を所管する。

1. 内部統制体制の整備・評価・改善に関すること
2. 企業倫理の確立に関すること
3. リスクの管理および適正で効率的な業務の推進に関すること
4. 情報開示体制に関すること
5. 当グループ各社の取締役会の諮問に関すること

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当グループが最良の企業体として成長していくための企業理念を掲げて、「TBSグループ行動憲章」を制定し、すべての役職員が守るべき基本的誓約とする。
また、同憲章を具体的に実現するための基準を、「TBSグループ行動基準」として定め、これらの遵守の徹底をはかる。
- (b) 「TBSグループ情報開示基本方針」を策定し、適時かつ適切な情報開示を行い、当グループとしての説明責任を果たす。
- (c) 当社社外取締役・社外監査役および外部の有識者からなる「企業価値評価特別委員会」は、取締役会の諮問に応じ、企業価値最大化を実現する方策としての的確性を検討し、検討結果を取締役に勧告する。
- (d) 当社においては、常勤監査役に社外監査役が加わり監査役会を置いて監査を行う。特に重要な子会社である株式会社TBSテレビにおいては、監査役会は置かないが、社外監査役など当社に準ずる体制で監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (a) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱規程」において各種文書の取扱基準を設け、定められた文書保存期間に基づき、適切かつ確実に保存・管理する。
- (b) 取締役および監査役から、取締役の職務執行に係る文書の閲覧請求があった場合は、速やかに対応できるよう文書保管体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 事業活動および業務プロセスに係る損失の危険を継続的にコントロールするために必要な「TBSグループ総合リスク管理基本方針」「TBSグループ総合リスク管理規程」等規程を定め、運用要領に基づくリスク・モニタリングを行い、「TBSグループ企業行動委員会」の小委員会である「TBSグループ総合リスク管理委員会」で、半年ごとに総括する。
- (b) 株価、為替、金利変動のリスクについて、「市場リスク管理基本方針」を定め、半年ごとにその方針を見直し、適切に対応する。
- (c) 投資および融資の管理、調整、その効率的運用をはかるため、「投融資管理規程」を定め、「投融資部会」が、投融資の適否の事前審査にあたり「常勤役員会」に諮るものとする。
- (d) 企業ブランドの毀損等の重大なリスクの発生に備えるため、通常時とは異なる対応組織の構築、業務手順、情報管理のあり方等を定めた「TBSグループ危機対応規程」を策定し、重大なリスクの現実化に対応する。
- (e) 「TBSグループ情報連絡会議」を設置して、リスクの現実化に際して、事案に対応するために必要な情報を集約し、情報の共有をはかる。
- (f) 「TBSグループ情報セキュリティ基本方針」を定め、不正アクセスやコンピューターウィルス等によるシステムの破壊、データの漏えい、侵害等を防止するとともに、ネットワークの適切な利用をはかる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の効率性を確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定時に開催する。
- (b) 経営方針および経営戦略に係る重要事項については、原則として週1回開催される「常勤役員会」において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (c) 主要なグループ会社に係る重要事項については、原則として毎月開催される「グループ執行役員会」において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (d) 総合的な長期経営計画を策定するため、社長の諮問機関である「常勤役員会」が直接、長期経営計画の実施を推進・調整する。

(5) 職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) 「TBSグループ行動憲章」を、すべての役職員が守るべき基本的誓約として制定し、同憲章を具体的に実現するための基準として「TBSグループ行動基準」を定め、これを遵守する。
- (b) 法務・コンプライアンス統括局を、コンプライアンス体制の整備、運用をはかる統括部署として有効かつ適切に機能させる。また、内部監査局を、内部監査部門として有効かつ適切に機能させる。
- (c) 当グループの内部通報制度として「TBSホットライン」を整備し、法令または社内規則に違反する事実等についての通報の受付窓口を、法務・コンプライアンス統括局および社外弁護士事務所に設け、適切に運用する。
- (d) 特定の職員への権限の集中を排除するための人事的措置等、内部牽制機能を整備する。

(6) 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 「TBSグループ行動憲章」および「TBSグループ行動基準」を、当グループ各社共通の誓約・行動指針とし、当社は、グループ各社に対して、その遵守を徹底するため定期的なレビューを行う。
- (b) 傘下の放送局である株式会社TBSテレビ、株式会社TBSラジオ、株式会社BS-TBS、株式会社CS-TBSにおいては、放送法に基づいて設置される「番組審議会」が、放送番組の改善・向上をはかる目的で、各社の諮問に対する答申および建議を行う。
- (c) 当社に、「内部監査局」を置き、当グループ各社を含めた内部監査を行う。
- (d) 当グループ各社において、「TBSグループコーポレートガバナンス要綱」を策定し、内部統制体制を構築・運用するよう浸透をはかり、グループ内親会社・子会社関係の健全性を保つための体制を整える。
- (e) 当グループ各社は、「TBSホットライン」に参加し、その周知をはかるための体制をつくり、運用する。
- (f) 当グループの業務の適正化と経営効率の向上をはかる目的で、「関係会社経営管理規程」を定め、子会社の取締役等が職務の執行に係る事項を当社に報告する体制を整えとともに、関係会社の指導および育成を促進する。
- (g) 当グループの経営状況は、「グループ執行役員会」における各グループ会社からの報告により共有化をはかる。

(7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制および監査役への報告に関する体制

① 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項と当該職員の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役の職務を補助するため監査役室を機能させ、補助すべき職員は監査役の指示に基づき監査役の補助を行い、その人事考課、異動、懲戒については監査役の同意を得る体制を確保する。
- (b) 監査役会は、監査役の調査に関する事項等について、必要な場合は監査役会調査本部を設置し、監査役会が任命した職員をして監査役会または監査役を補佐することとし、調査本部の調査に係る費用は会社が適切に負担する。

② 取締役および職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 取締役および職員は、業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役にそのつど報告する。
また、報告した事実や内容をめぐって、不利な取扱いを受けない体制を確保する。
- (b) 監査役は、随時、必要に応じて、取締役および職員に対して報告を求めることができる。
- (c) 「TBSグループ情報連絡会議」「TBSホットライン」の適正な運用をはかることにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。
- (d) 監査役は、内部監査局が行った内部監査の結果について報告を受ける。
- (e) 監査役は、重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、担当取締役からの業務執行に関する報告を求めることができるほか、必要に応じて各部門への直接聴取を行うことができる。
- (f) 監査役、会計監査人、内部監査局と法務・コンプライアンス統括局は有効かつ効率的な内部統制を構築するため情報を共有する。
- (g) 監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の意思を尊重して、適切に会社が負担する。

③ 当社の子会社の取締役等および職員と、それによる報告を受けた取締役および職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) グループ各社において、取締役および職員が、重要なリスクや内部統制に関する事項について当社監査役に報告する体制とともに、当社監査役が、随時、必要に応じて、グループ会社の取締役および監査役または職員に対する報告を求めることができる体制を確保する。
- (b) 監査役に報告を行ったグループ会社の取締役または監査役および職員と、それによる報告を受けた取締役および職員が監査役に報告した事実や内容をめぐって、不利な取扱いを受けない体制を確保する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づく「業務の適正を確保するための体制」の取締役会決議に沿って、TBSグループ総合リスク管理規程、文書取扱規程その他の社内規程を整備の上、TBSグループ総合リスク管理委員会その他の各種委員会を開催する等、内部統制担当部署が中心となって、内部統制システムの整備・運用を進めています。また、企業集団としての内部統制体制を構築・推進するため、社長を委員長とする「TBSグループ企業行動委員会」を設置し、適正かつ効率的な事業遂行を達成するとともに、企業集団としての企業価値の維持・増大をはかっています。

当期末時点において、当社の内部統制システムが「業務の適正を確保するための体制」の取締役会決議に沿って適切に実施され、有効に機能していることについて、内部統制担当部署と内部監査局が、取締役会その他の重要会議の議事録の閲覧、各部署からの報告書の受領ならびにヒアリングの実施等により、確認を行っています。このほか、指摘すべき具体的な運用状況として、とりわけ次の点を挙げることができます。

- (1) リスク管理については、「TBSグループ総合リスク管理規程」に基づき、①会社の経営目標および内部統制目標の達成を阻害するリスクの識別、②識別したリスクの評価、③会社に大きな影響を与えうる「重点項目」の特定、④リスクを最小化すべく「重点項目」への対応計画の策定、⑤「重点項目」への対応の進捗状況の確認、という過程を通じて推進しています。対応計画の策定・実施については各専門部署が主体となり、全社的に対応し、TBSグループ総合リスク管理委員会が統括しています。
- (2) 連結子会社を含めた企業集団の内部統制システムの整備については、「TBSグループコーポレートガバナンス要綱」により、企業集団として遵守すべきルールを定め、各社に遵守を求めています。TBSグループ総合リスク管理委員会と内部統制担当部署は、対象会社が、当該ルールに沿って業務を適正に実施しているかをチェックし、課題がある場合には、改善を求めています。
- (3) 連結子会社を含めた企業集団の内部統制システムの運用については、「適正業務調査特別小委員会」を設置して、対象会社における業務の適正を確保するための体制について調査を行い、TBSグループ企業行動委員会に報告しています。
- (4) 財務報告の信頼性を確保するために行われる内部統制については、金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところにしたがって、一般に公正妥当と認められる評価の基準に準拠した手続きにより、その有効性を自ら評価し、結果を外部に報告しています。評価は「財務報告に係る内部統制の有効性評価に関する規程」にしたがって社長が実施し、直属の内部監査局がこれを補佐しています。内部監査局は会計監査人と協議のうえ評価の範囲等を定めた評価計画を策定し、内部統制の整備状況および運用状況の評価を実施しています。不備が検出された場合は、当該対象プロセスにおける内部統制責任者に是正を勧告するとともに、年度末に不備を集計し、社長および取締役会、監査役等に報告しています。

会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2007年2月28日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます）を整備しました。また、当社グループの中期経営計画「TBSグループ中期経営計画2023」が2024年3月31日をもって終了したことに伴い、2024年5月14日の取締役会において、基本方針のうち、当該中期経営計画に関わる部分について、以下のとおり改定を行い、さらに2025年4月24日の取締役会において、「当社株式にかかる買収提案への対応方針」の有効期間を3年から1年とする改定（効力発生日は6月27日）を行いました。

(1)基本方針の内容

当社は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、高い公共的使命を与えられている企業であります。その企業としての性格は、当社が制定した「TBSグループ行動憲章」に、「私たちは、表現の自由を貫き、公平・公正・正確な情報の発信に努め、報道機関としての使命を果たします。」、「私たちは、社会とのつながりや自然との共生を大切に考え、持続可能な社会とよりよい地球環境の実現に努めます。」と掲げているとおりであり、とりわけ災害・緊急時等には、わが国の基幹メディアとして、一瞬の遅滞も許されことなく社会のライフラインの機能を果たすべき放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、社会的に重大な役割を与えられております。

また、地上デジタル放送の本格化や多メディア時代を迎えて、放送事業は、番組制作・企画開発力とその質の一層の向上を問われております。

これらの社会的使命、社会的役割を実現し、放送事業としての競争力の鍵である番組制作・企画開発力とその質を絶えず向上させていくうえで、従業員や関係職員等当社並びに当社の子会社及び関連会社が有する人材が重要な経営資源として位置づけられるのは勿論のこと、業務委託先や取引先その他当社の番組やコンテンツを支える人々との長期の信頼関係も、経営資源として極めて重要な役割を果たしており、これらは当社の企業価値の源泉を構成するものにほかなりません。

したがって、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であって、当社の財務及び事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。

もとより、当社は、上場企業として、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化に資する形で当社株式の大量取得行為が行われることや当該行為に向けた提案がなされることを否定するものではありません。しかしながら、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、上記のような当社の企業価値の源泉とその中長期的な強化の必要性についての認識を共有せず、上記の当社の企業価値を生み出す源泉を中長期的に見て毀損するおそれがある場合、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化に反する結果につながりかねないものと考えられます。

以上のような観点から、当社といたしましては、放送法及び電波法の趣旨にも鑑み、特定の者またはグループ（及びこれらと所定の関係を有する者）が当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得

すること等により（かかる場合における特定の者またはグループ及びこれらと所定の関係を有する者を併せて以下「買収者等」といいます）、上記のような当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれがある場合等、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の最大化が阻害されるおそれがある場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保及びその最大化に向けた相当な措置を講じることとしています。

なお、認定放送持株会社制度は、放送事業者にも持株会社制度の利用を認めることにより、マスメディア集中排除原則の趣旨を維持しつつ、放送事業者の経営のより一層の効率化を可能にする新たな経営基盤を提供するものですが、放送の多元性・多様性及び地域性を確保する趣旨から、法律上議決権比率が33%を超える株主に関しては当該超過分の議決権の保有が制限されており、当社の株主の皆様につきましても、当社が認定放送持株会社に移行いたしました結果、かかる制限が既に適用されております。

しかしながら、当社は、認定放送持株会社への移行後も、従前同様、放送の不偏不党を堅持しながら、分野に応じて最適な業務提携先と最適な提携を実現し、全体として多彩な業務提携先との間で全方位の関係を構築する、いわゆる全方位型業務提携を提携方針としておりますところ、この観点からは、持株比率が20%を超える株主が出現することは、これにより上記提携方針を維持した場合を上回る利益が見込まれる場合でない限り、依然として当社の企業価値、株主の皆様共同の利益にとって好ましくない事態であると考えられます。かかる趣旨から、当社といたしましては、認定放送持株会社への移行による議決権保有制限制度の適用にかかわらず、今後も、基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを維持することといたします。また、当社グループの新しい中期経営計画として、2024年5月14日に、資本効率の向上を一層重視した「TBSグループ 中期経営計画2026」を策定いたしました。これにもとづき、今後とも新たな目標の達成に取り組んでまいります。

(2) 「TBSグループ 中期経営計画2026」の策定および実行による企業価値向上および株主共同の利益最大化に向けた取組み

当社グループは、創立以来、テレビ・ラジオの放送を通じて国民の知る権利に奉仕し、広く愛される良質な娯楽を提供することで企業価値向上に努めてまいりました。しかしながら昨今、少子高齢化、ライフスタイルの多様化、デジタル化など、当社を取り巻く環境は急速に変化し、また、近年では、国際的な政情不安やグローバルでの感染症の拡大などを経験し、予測の難しい経営環境が続いております。このような環境下においても、社会に求められる企業として持続的に企業価値を向上していくことが、当社グループの最大の課題であるとの認識に立ち、長期的な視点から、将来の目指す姿として、2021年5月に、「TBSグループ VISION2030」を策定いたしました。その中で、皆様の「心を揺さぶる」すべてをコンテンツととらえ、当社グループの最大の強みである「コンテンツ創造」の力を軸に、放送の枠を超えてあらゆる「最高の“時”」を創造するコンテンツグループを目指すというビジョンを示しました。そして、2024年5月には、VISION2030の第2フェイズである「TBSグループ 中期経営計画2026」を策定いたしました。これにもとづき資本効率の一層の強化を目指して経営に取り組んでまいります。この

ように、当社グループは、「TBSグループ 中期経営計画2026」の策定及び遂行を通じて、当社及び当社グループの企業価値と株主の皆様共同の利益の最大化を目指すとともに、株主の皆様の負託に応えてまいります。

(3)基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みの概要

当社は、2007年2月28日開催の当社取締役会の決議により、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2005年5月18日付けで公表いたしました「当社株式にかかる買収提案への対応方針」について、その実質を維持しつつ株主の皆様の意思をさらに重視する形で改定（以下、改定後の対応方針を「本プラン」といいます）を行い、2007年6月28日開催の当社第80期定時株主総会（以下「2007年株主総会決議」といいます）において、本プランとその継続につき、同総会に出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によるご賛同をもって株主の皆様のご承認をいただいております。本プランにつきましては、その後、当社が2009年4月1日付けで認定放送持株会社に移行したこと、さらには会社法及び金融商品取引法の改正及び施行等の法的環境の変化を踏まえ、当社企業価値評価特別委員会（以下「特別委員会」といいます）の現任委員全員の同意を得て、2007年株主総会決議の枠内で、本プランについて所要の最小限の範囲で一部修正を行っております。さらに2021年3月4日付で特別委員会の現任委員の過半数かつ外部有識者委員の過半数の同意による承認を経て、同日開催の当社取締役会の決議により、2007年株主総会決議の枠内で、特別委員会の構成及び委員の利益相反性に関する要件を変更しております。また、特別委員会の現任委員全員の同意による承認を経て、2025年4月24日開催の当社取締役会の決議により、2007年株主総会決議の枠内で、本プランの有効期限を変更しております。現行の本プランの内容は以下のとおりです。

1. 本プランの概要

(a) 本プランの発動にかかる手続

(i) 本プランの手続の対象となる行為

当社は、以下の①ないし③のいずれかに該当する行為（以下「大規模買付行為等」といいます）が行われた場合を本プランの適用対象とし、これらの行為を行う方針を有する者（当該方針を有するものと当社取締役会が特別委員会の勧告にもとづき合理的に判断した者を含み、当社取締役会が予め承認をした場合を除きます）が現れた場合に、本プランに定めた手続を開始するものといたします。

大規模買付行為等に対する対応措置の内容は、下記(iv)のとおりですが、本プランは、上記の方針を有する者が現れた場合に当然にかかる対応措置を発動するものではなく、当該者に対してかかる対応措置を発動するか否かは、あくまで下記(ii)、(iii)および(v)ないし(vii)の手続に従って決せられることとなります。

- ① 当社が発行者である株券等についての、買付け等の後における公開買付者グループの株券等所有割合の合計が20%以上となることを目的とする公開買付け
- ② 当社が発行者である株券等についての、大規模買付者グループの、買付け等の後における株券等保

有割合が20%以上となるような買付け等

- ③ 当社が発行者である株券等についての公開買付けまたは買付け等の実施にかかわらず、大規模買付者グループと、当該大規模買付者グループとの当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計が20%以上となるような当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該大規模買付者グループに属するいずれかの者の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該大規模買付者グループの中核を成す当社の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為

以下、公開買付者グループおよび大規模買付者グループと、上記③において定める「他の株主」とを併せて、「買収者グループ」といいます。

(ii) 買収者グループに対する情報提供の要求等

大規模買付行為等を行う買収者グループは、当社取締役会が別途認めた場合を除いて、当該大規模買付行為等の開始または実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます）とそれらに加えて、取締役会評価期間（下記(iii)に定義されます）および当該期間における検討の結果下記(vi)に従い当社取締役会が株主総会の招集を決議した場合にはそのときからさらに21日間の待機期間において当社株券等の買付け等を行わないこと、並びに本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出していただきます。

特別委員会は、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、同グループに対し、適宜回答期限（原則として60日といたします）を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。

- ① 買収者グループの概要
- ② 大規模買付行為等の目的、方法および内容
- ③ 大規模買付行為等を行うに際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡が存する場合にはその相手方名およびその概要、並びに当該意思連絡の具体的な態様および内容
- ④ 大規模買付行為等にかかる買付けの対価の算定根拠およびその算定経緯
- ⑤ 大規模買付行為等にかかる買付けのための資金の裏付け
- ⑥ 大規模買付行為等の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策、配当政策および番組編成方針等その他大規模買付行為等の完了後における当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、業務提携先その他の当社および当社グループにかかる利害関係者の処遇方針
- ⑦ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無およびこれらに対する対処方針
- ⑧ 当社の認定放送持株会社としての、およびTBSテレビの放送事業者としての公共的使命に対する

考え方

⑨ その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(iii) 取締役会および特別委員会による検討等

当社取締役会および特別委員会は、買収者グループが開示した大規模買付行為等の内容に応じた下記①または②の期間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および買収者グループとの交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定いたします。

① 対価を現金のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60日間

② 上記①を除く大規模買付行為等が行われる場合：90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、買収者グループから提供された本必要情報にもとづき、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、買収者グループの大規模買付行為等に関する提案等の評価、検討、意見形成、代替案立案および買収者グループとの交渉を行うものいたします。

また、特別委員会も上記と並行して買収者グループからの提案等の評価および検討等を行います。特別委員会がかかる評価および検討等を行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家の助言を得ることができるものいたします。なお、かかる費用は当社が負担するものいたします。

また、特別委員会は、買収者グループが本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付行為等を開始したものと認める場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて同グループと協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の下記(iv)で定める所要の対応措置を発動することを勧告できるものいたします。この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、特別委員会の上記勧告を最大限尊重のうえ、本新株予約権の無償割当て等の下記(iv)で定める所要の対応措置を発動することいたします。

(iv) 対応措置の具体的内容

当社が本プランにもとづき発動する大規模買付行為等に対する対応措置は、原則として、本新株予約権の無償割当てによるものいたします。但し、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対応措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対応措置が用いられることもあるものいたします。

大規模買付行為等に対する対応措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、下記「3. 本新株予約権の無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場

合には、

- ① 例外事由該当者（下記「3. 本新株予約権の無償割当ての概要」の(c)において定義されます）による権利行使は認められないとの条件や、
- ② 新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項（例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権については、これを当社がその普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が保有する本新株予約権については、当社が適当と認める場合には、これを本新株予約権に代わる新たな新株予約権その他の財産と引換えに取得することができる旨を定めた条項）、または
- ③ 当社が本新株予約権の一部を取得することとするとときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項

等、大規模買付行為等に対する対応措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(v) 対応措置の不発動の勧告

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案内容の検討と、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会の現任委員の全員一致によって、当社が定めるガイドラインに照らし、買収者グループが総体として濫用的買収者に該当しないと判断した場合には、取締役会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の対応措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

本新株予約権の無償割当てその他の対応措置について、特別委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行うものいたします。

(vi) 株主総会の開催

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案の内容の検討、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会がその現任委員の全員一致により上記(v)の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施およびその取得条項の発動その他の対応措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものいたします。その場合、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを行うことおよびその取得条項の発動その他の対応措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものいたします。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものいたします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものいたします。

(vii) 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り特別委員会の勧告（上記(iii)にもとづく対応措置発動の勧告または上記(v)にもとづく対応措置不発動の勧告）を最大限尊重し、または上記株主総会の決議に従って、本新株予約権の無償割当ておよびその取得条項の発動その他の対応措置の発動または不発動に関する会社法上の機関としての決議を本プラン所定の手続に従って遅滞なく行うものいたします。

なお、買収者グループは、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為等を実行してはならないものとさせていただきます。

(b) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、毎事業年度にかかる当社定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされない限り、さらに1年間自動的に更新されるものであります。

但し、本プランは、有効期間内であっても当社取締役会もしくは当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合または特別委員会が全員一致で本プランを廃止する旨決議した場合には、その時点で廃止されるものいたします。

また、当社取締役会は、有効期間の満了前であっても、特別委員会の現任委員の過半数かつ外部有識者委員の過半数の同意による承認を得たうえで、本プランを株主総会の承認の範囲内で修正または変更する場合があります。

2. 企業価値評価特別委員会の概要

特別委員会は、本プランにもとづき当社取締役会から諮問を受けた事項およびその他につき当社の企業価値最大化を実現する方策としての適性を検討し、その結果を勧告する当社取締役会の社外諮問機関であります。一方、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、対応方針にもとづく事前対応および対応措置に関し必要となる事項についての最終判断を行うこととしております。また、当社監査役会は、当社取締役会および特別委員会の判断過程を監督することとしております。

特別委員会は、当社またはTBSテレビ社外取締役のうちから1ないし3名、社外監査役のうちから1ないし2名、および弁護士・会計士・投資銀行業務経験者・経営者としての実績や会社法に通じた学識経験者等社外の有識者から1ないし3名の社外委員（但し、いずれも事前対応または対応措置の対象となる買収者グループとの利害関係のない者とします）をもって構成することとしており、各委員の任期は2年です。

3. 本新株予約権の無償割当ての概要

(a) 割当対象株主

取締役会で定める基準日（上記「1. 本プランの概要」(a)(i)柱書所定の事由発生後の日とされま
す）における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有
する当社普通株式を除きます）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをします。

(b) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通
株式は1株以内で取締役会が定める数とします。

(c) 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において定めるものとします（なお、買収者グループに属する者
であって取締役会が所定の手続に従って定めた者（以下「例外事由該当者」といいます）による権
利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得ます）。

(d) 当社による新株予約権の取得

- (i) 当社は、取締役会において定める一定の事由が生じることまたは一定の日が到来することのいずれか
を条件として、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権の
みを取得することができる旨の取得条項を取締役会決議により付すことがあり得ます。
- (ii) 前項の取得条項を付す場合には、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得する
ときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき1株以内で取締役会が
予め定める数の当社普通株式を交付するものとします。他方、例外事由該当者に当たる新株予約権者が
所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権
1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権またはその他の財産を交付するものとするこ
とがあり得ます。
- (iii) 上記(i)の取得条項にもとづく新株予約権の取得により、例外事由該当者に当たらない外国人等が当社の
議決権の割合の20%以上を保有することとなる場合には、当該外国人等に取得の対価として付与され
る当社普通株式のうち、当社の議決権の割合の20%以上に相当するものについては、株式に代えて
上記 新株予約権1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権またはその他の財産を、それぞ
れの外国人等の持株割合に按分比例して交付するものとします。

4. 株主の皆様等への影響

(a) 本プラン更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時点においては、本新株予約権の発行等は行なわれませんので、株主や投資家の皆様の権利に影響が生じることはありません。

(b) 取締役会評価期間中に株主および投資家の皆様に与える影響

取締役会評価期間における事前対応において、当社が買収者グループから提供を受け、また自ら収集した資料等およびこれらにもとづく当社の意見ないし判断については、必要かつ適切な範囲で株主および投資家の皆様に適宜開示いたします。さらに、当社による代替案がある場合には、これを提示することといたします。当社は、事前対応を、株主および投資家の皆様のご判断のために必要となる重要な情報開示の機会ととらえております。

(c) 本新株予約権の無償割り当てに伴い株主および投資家の皆様に与える影響

本プランにおいて想定されている対応措置の仕組み上、本新株予約権の無償割り当て時には、当社の株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。但し、例外的事由該当者については、対応措置が発動された場合、結果的に、法的権利および経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

当社といたしましては、本プランにもとづき対応措置を発動するに際しては、関係法令等および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切に開示を行うとともに、株主および投資家の皆様に不測の損害または不利益が生じないように十分に配慮し、適切に対処いたします。また、対応措置としての本新株予約権の無償割り当ての決議および本新株予約権の無償割り当てに係る権利落ち後においては、株主および投資家の皆様に不測の損害または不利益が生じないように、本新株予約権の無償割り当ての中止、または無償割り当てされた本新株予約権の無償取得は行わないものとします。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2005年5月18日開催の当社取締役会で決定した「当社株式にかかる買収提案への対応方針」につき、2007年2月28日開催の当社取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして新たに位置付けるとともに内容の一部改定を行い、2007年株主総会決議において株主の皆様のご承認をいただいているものであり、2009年4月3日、2021年3月4日、及び2025年4月24日開催の当社取締役会の各決議によりそれぞれ行った所要の最小限の範囲での一部修正も、2007年株主総会決議の枠内にとどまるものですので、基本方針に沿うものと判断しております。

また、本プランは、会社法をはじめとする企業法制、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」に則ったものです。加えて、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所による「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」その他の買収への対応方針に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、株主の皆様の権利内容やその行使、当社株式が上場されている市場への影響等について十分な検討を重ねて整備しております。なお、対応措置の発動に際しては、原則として株主総会を開催し株主の皆様の意思を確認するものであること、判断の公正性・客観性を担保するため、当社取締役会の諮問機関として、独立性の高い社外取締役及び社外監査役並びに社外有識者からなる特別委員会を設置し、対応措置の発動または不発動等の判断に際してはその勧告を得たうえでこれを最大限尊重すべきこととされているものであること、本プランが1回の株主総会決議を通じて廃止可能となるよう手当てされていること等から、企業価値及び株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第98期 2025年3月31日現在	科目	第98期 2025年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	202,958	流動負債	109,782
現金及び預金	74,597	支払手形及び買掛金	52,849
受取手形、売掛金及び契約資産	80,383	1年内返済予定の長期借入金	1,150
有価証券	30	未払金	14,122
棚卸資産	19,499	未払法人税等	19,122
前払費用	20,171	未払消費税等	1,855
その他	8,443	未払費用	2,220
貸倒引当金	△166	賞与引当金	5,029
固定資産	1,093,167	役員賞与引当金	14
有形固定資産	274,118	その他	13,418
建物及び構築物	83,162	固定負債	237,109
機械装置及び運搬具	7,023	長期借入金	12,727
工具器具備品	3,290	退職給付に係る負債	14,507
土地	172,805	株式給付引当金	3,841
リース資産	79	リース債務	274
建設仮勘定	7,758	繰延税金負債	188,124
無形固定資産	49,906	その他	17,634
ソフトウェア	6,879	負債合計	346,892
のれん	21,523	純資産の部	
その他	21,503	株主資本	518,459
投資その他の資産	769,141	資本金	54,986
投資有価証券	756,458	資本剰余金	24,747
長期貸付金	15	利益剰余金	452,389
繰延税金資産	2,405	自己株式	△13,663
長期前払費用	378	その他の包括利益累計額	417,252
その他	10,014	その他有価証券評価差額金	416,276
貸倒引当金	△130	繰延ヘッジ損益	15
資産合計	1,296,125	為替換算調整勘定	367
		退職給付に係る調整累計額	592
		非支配株主持分	13,520
		純資産合計	949,232
		負債・純資産合計	1,296,125

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第98期	
	自 2024年4月 1日	至 2025年3月31日
売上高		406,700
売上原価		277,962
売上総利益		128,738
販売費及び一般管理費		109,273
営業利益		19,465
営業外収益		
受取利息	40	
受取配当金	13,059	
持分法による投資利益	80	
その他	476	13,656
営業外費用		
支払利息	102	
支払手数料	329	
控除対象外消費税等	307	
固定資産除却損	258	
その他	519	1,517
経常利益		31,604
特別利益		
投資有価証券売却益	37,654	
関係会社株式売却益	2,532	40,186
特別損失		
固定資産撤去費	813	
関係会社株式評価損	707	
事業構造改善費用	272	
投資有価証券評価損	184	
投資有価証券売却損	91	
減損損失	16	2,085
税金等調整前当期純利益		69,705
法人税、住民税及び事業税	25,530	
法人税等調整額	△1,326	24,204
当期純利益		45,501
非支配株主に帰属する当期純利益		1,586
親会社株主に帰属する当期純利益		43,914

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	54,986	34,257	416,582	△17,129	488,696
当期変動額					
剰余金の配当			△8,100		△8,100
親会社株主に帰属する 当期純利益			43,914		43,914
持分法の適用範囲の変 動			△6		△6
自己株式の取得				△9,712	△9,712
自己株式の処分		644		3,023	3,667
自己株式の消却		△10,155		10,155	－
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式 の増減				0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△9,510	35,807	3,466	29,762
当期末残高	54,986	24,747	452,389	△13,663	518,459

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	647,812	24	311	813	648,962	12,287	1,149,947
当期変動額							
剰余金の配当							△8,100
親会社株主に帰属する 当期純利益							43,914
持分法の適用範囲の変 動							△6
自己株式の取得							△9,712
自己株式の処分							3,667
自己株式の消却							－
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式 の増減							0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△231,535	△8	55	△221	△231,709	1,232	△230,477
当期変動額合計	△231,535	△8	55	△221	△231,709	1,232	△200,714
当期末残高	416,276	15	367	592	417,252	13,520	949,232

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数 28社

主要な連結子会社の名称

事業報告「重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

当社の連結子会社であるTOKYO BROADCASTING SYSTEM INTERNATIONAL,INC.がBellon Entertainment Inc.の株式を取得したことにより、同社を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

TOKYO BROADCASTING SYSTEM KOREA,INC.を新規設立したことにより、同社を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

当社の連結子会社である(株)やる気スイッチグループが(株)寺小屋グループの株式を取得したことにより、同社を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

当社の連結子会社である(株)スタイリングライフ・ホールディングスが(株)ライトアップショッピングクラブの全株式を譲渡したことにより、同社を当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社

主要な非連結子会社の名称 (株)テレパック

非連結子会社29社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等のいずれの観点から見てもそれぞれ小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

持分法適用の関連会社の数 6社

主要な持分法適用の関連会社の名称 (株)WOWOW、(株)U-NEXT

碧芯珞（上海）化粧品有限公司は重要性が低下したため、同社を当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法非適用会社

主要な持分法非適用会社の名称

(株)キッズステーション

非連結子会社29社及び関連会社30社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちTOKYO BROADCASTING SYSTEM INTERNATIONAL,INC.、Bellon Entertainment Inc.、TOKYO BROADCASTING SYSTEM KOREA,INC.の決算日は12月31日であります。また、(株)やる気スイッチグループホールディングス、(株)やる気スイッチグループ、(株)やる気スイッチキャリア、(株)YPスイッチ、(株)寺小屋グループの決算日は2月28日であります。連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、同決算日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

主として移動平均法または総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

番組及び仕掛品

主として個別法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法または総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物

構築物

その他

無形固定資産（リース資産を除く）

リース資産

長期前払費用

定額法

定額法（ただし2016年3月31日以前に取得したものは定率法）

定率法

定額法。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法。所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

每期均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度末までの負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
- ④ 株式給付引当金 当社グループの役員及び従業員への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

当社グループは、主として放送関連事業、小売事業を提供しております。放送関連事業においては、主に視聴者・聴取者に向けて番組と広告の放送を行っております。番組と広告が放送された時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。小売事業においては、商品及び製品の引渡時点において、顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、卸販売やインターネットによる通信販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価からリベート等の見積り額を控除し、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り認識しており、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する商品及び製品の販売については、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(5) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

のれん及びその他無形固定資産の評価

1.当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

㈱やる気スイッチグループホールディングスの株式取得により生じたのれん	15,695 百万円
その他無形固定資産	18,682 百万円

2.識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

のれん及びその他無形固定資産（以下「のれん等」という）に減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、のれん等の帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

上記の減損の兆候には、営業活動から生ずる損益等が継続してマイナスとなっている場合のほか、事業に関連する経営環境の著しい悪化が生じた場合、あるいはそのような見込みがある場合等が含まれます。当社は経営環境の著しい悪化等の有無を判断するにあたり、株式取得時点の事業計画における将来の業績の達成可能性を検討し、のれん等の超過収益力等が棄損しているか否かを検討しております。

当連結会計年度において、株式取得時点の事業計画に係る当連結会計年度末の達成状況を確認し、将来の事業計画の実現可能性を検討した結果、㈱やる気スイッチグループホールディングスに関するのれん等について減損の兆候はないと判断しております。

② 会計上の見積りに用いた主要な仮定及び翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

超過収益力として認識されたのれん等の資産性は、(株)やる気スイッチグループホールディングスの事業計画を基礎としており、当該事業計画には生徒数、生徒当たり単価及び人件費の変化といった仮定が用いられています。そのため、営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっていない場合であっても、事業内容の変化や事業計画の前提となったこれらの仮定が市場環境の状況等の外部要因により影響を受けること等により経営環境の著しい悪化が生じ、減損の兆候の判断に影響を及ぼす場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、主として期間定額基準を採用しておりますが、一部子会社は給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、主として発生時より、数理計算上の差異は、主として翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② のれんの償却に関する事項

発生年度以後20年以内で均等償却しておりますが、金額が僅少な場合には発生年度の損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 棚卸資産の内訳	
商品及び製品	8,944百万円
番組及び仕掛品	9,712百万円
原材料及び貯蔵品	841百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	226,509百万円
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。	
3. 保証債務	
従業員の住宅ローン	182百万円
4. 国庫補助金等の受入により有形固定資産の取得価額から 控除している額	1,734百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式数				
普通株式(注1)	168,591,065	-	3,000,000	165,591,065
合計	168,591,065	-	3,000,000	165,591,065
自己株式				
普通株式(注2,3,4)	6,963,827	2,572,900	3,957,449	5,579,278
合計	6,963,827	2,572,900	3,957,449	5,579,278

(注1) 普通株式の発行済株式数の減少3,000,000株は、自己株式の消却3,000,000株であります。

(注2) 当連結会計年度末の自己株式の株式数には、株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託が所有する当社株式3,399,682株及び役員向け株式交付信託が所有する当社株式268,336株が含まれております。

(注3) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,572,900株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,343,600株、役員向け株式交付信託による自己株式の取得による増加220,000株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブの退職者分取得による増加4,824株、単元未満株式の買取りによる増加4,476株であります。

(注4) 普通株式の自己株式の株式数の減少3,957,449株は、自己株式の消却3,000,000株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分619,100株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分286,438株、株式付与ESOP信託による自己株式の処分37,548株、役員向け株式交付信託による自己株式の処分14,164株、単元未満株式の買増し請求による減少100株、持分法適用会社の持分比率変動による減少99株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,633	22	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	4,467	27	2024年9月30日	2024年12月6日

(注1) 2024年6月27日定時株主総会決議における「配当金の総額」には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金75百万円及び役員向け株式交付信託が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(注2) 2024年11月8日取締役会決議における「配当金の総額」には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金92百万円及び役員向け株式交付信託が所有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	6,712	利益剰余金	41	2025年3月31日	2025年6月30日

(注) 「配当金の総額」には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金139百万円及び役員向け株式交付信託が所有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社及び当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクに関しては、主要取引先の状況を定期的にモニタリングすることによりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、主に運転資金、設備資金、事業資金、借入金返済資金等であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額47,961百万円）は、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 受取手形、売掛金及び契約資産	80,383	80,145	△238
(2) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	50	48	△1
② 関係会社株式	9,853	4,541	△5,312
③ その他有価証券	693,276	693,276	－
(3) 長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	(13,877)	(13,877)	0

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）「現金及び預金」、「支払手形及び買掛金」及び「未払金」

これらについては、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 受取手形、売掛金及び契約資産

これらのほとんどは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、一部の売掛金については、回収期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券等は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注３) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は5,347百万円であります。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	693,276	－	－	693,276
資産計	693,276	－	－	693,276

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	－	80,145	－	80,145
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	48	－	48
子会社及び関連会社株式				
関連会社株式	4,541	－	－	4,541
資産計	4,541	80,193	－	84,734
長期借入金（１年内返済予定の 長期借入金を含む）	－	(13,877)	－	(13,877)
負債計	－	(13,877)	－	(13,877)

受取手形、売掛金及び契約資産

当社の保有する一部の売掛金については、回収期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値を時価としておりますが、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

有価証券及び投資有価証券

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の元利息を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
77,911	342,615

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価額を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した価額によっております。その他の物件については、主として「不動産鑑定評価基準」を参考に自社で算定した金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から認識した収益の分解は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		メディア・ コンテンツ事業	ライフスタイル 事業	不動産・ その他事業	合計
地上波 広告収入	タイム	80,049	－	－	80,049
	スポット	82,200	－	－	82,200
放送関連その他収入		51,153	－	－	51,153
不動産その他収入		－	－	16,881	16,881
その他事業収入		82,839	93,576	－	176,416
外部顧客への売上高		296,242	93,576	16,881	406,700

(注)賃貸借契約に基づくリース収入等を含めております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4.会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権は次のとおりです。なお、当社グループにおいて、契約資産、契約負債の当連結会計年度末残高及び前連結会計年度末からの変動額について重要性はありません。

当社グループが認識した収益に係る対価は、履行義務の充足から概ね2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	73,751	79,725

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想契約期間が1年を超える重要な契約はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 5,847円77銭

2. 1株当たり当期純利益 273円04銭

(注1) 1株当たり純資産額の算定上、株式付与ESOP信託が所有する当社株式3,399,682株及び役員向け株式交付信託が所有する当社株式268,336株を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上、株式付与ESOP信託が所有する当社株式3,420,616株及び役員向け株式交付信託が所有する当社株式205,805株を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(重要な後発事象)

(投資有価証券の売却)

当社は、2025年4月24日開催の取締役会において、当社の完全子会社が保有する投資有価証券の一部を売却することを決議し、2025年4月25日から4月28日に売却いたしました。これにより、2026年3月期において、投資有価証券売却益（特別利益）を計上いたします。

(1) 投資有価証券売却の理由

戦略的投資等の原資としての活用及びコーポレートガバナンス・コードに基づく政策保有株式の見直しのため

(2) 投資有価証券売却益の発生日

2025年4月25日から4月28日

(3) 投資有価証券売却の内容

①売却資産の種類 当社の完全子会社2社保有の上場有価証券 4銘柄

②売却益 10,185百万円

(その他の注記)

1. 株式付与ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託

当社は、当社の完全子会社である㈱TBSテレビ(以下「TBSテレビ」といいます。)の福利厚生の実施および中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プランを導入しております。

(1) 取引の概要

当社は、TBSテレビの従業員の一部（以下「TBSテレビ従業員」といいます。）を対象に福利厚生を充実し、これまで以上に当社グループの中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として従業員インセンティブ・プランを導入しております。

従業員インセンティブ・プランを導入するにあたり、株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ESOP信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員に対するインセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）をTBSテレビ従業員の資格等級等に応じてTBSテレビ従業員に交付および給付（以下「交付等」といいます。）するものです。

従業員インセンティブ・プランの導入により、TBSテレビ従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識したTBSテレビ従業員の業務遂行を促すとともに、TBSテレビ従業員の勤務意欲を高める効果が期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補であるTBSテレビ従業員の意志が反映される仕組みであり、TBSテレビ従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、6,302百万円、3,399,682株であります。

2. 役員向け株式交付信託

当社の一部子会社（以下「対象子会社」といいます。）は、対象子会社各社の取締役（以下「子会社取締役」といいます。）に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

(1) 取引の概要

役員向け株式交付信託を用いた株式報酬制度は、子会社取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、子会社取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

役員向け株式交付信託を用いた株式報酬制度は、子会社取締役に対する報酬として、当社が対象子会社に代わり金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が、当該金銭を用いて当社株式を取得し、対象子会社が子会社取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて子会社取締役に對して交付されるという株式報酬制度です。

なお、子会社取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の一定の時期です。さらに、当該当社株式については、当社と子会社取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより退任までの譲渡制限を付するものとしております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、997百万円、268,336株であります。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第98期 2025年3月31日現在	科目	第98期 2025年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	14,471	流動負債	129,666
現金及び預金	8,228	買掛金	2,119
売掛金	816	関係会社短期借入金	125,116
前払費用	149	一年内返済予定長期借入金	750
未収入金	4,478	未払金	603
その他	797	未払法人税等	110
		未払消費税等	239
固定資産	916,853	未払費用	178
有形固定資産	119,426	賞与引当金	244
建物	31,487	その他	303
構築物	890	固定負債	140,946
機械及び装置	137	長期借入金	8,984
車両及び運搬具	0	長期預り金	20,744
工具器具備品	896	退職給付引当金	5,959
土地	80,825	株式給付引当金	110
建設仮勘定	5,189	繰延税金負債	104,829
無形固定資産	869	その他	317
ソフトウェア	857	負債合計	270,612
その他	11	純資産の部	
投資その他の資産	796,557	株主資本	427,105
投資有価証券	377,550	資本金	54,986
関係会社株式	411,454	資本剰余金	35,123
関係会社出資金	5,183	資本準備金	10,026
長期貸付金	14	その他資本剰余金	25,097
長期前払費用	45	利益剰余金	350,607
その他	2,337	利益準備金	4,217
貸倒引当金	△27	その他利益剰余金	346,390
資産合計	931,325	別途積立金	194,312
		繰越利益剰余金	152,077
		自己株式	△13,612
		評価・換算差額等	233,606
		その他有価証券評価差額金	233,606
		純資産合計	660,712
		負債・純資産合計	931,325

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第98期	
	自 2024年4月 1日	至 2025年3月31日
営業収益		
不動産賃貸収入	17,149	20,777
その他の収入	3,627	
営業費用		
不動産賃貸費用	8,195	19,297
その他事業費用	229	
一般管理費	10,872	
営業利益		1,479
営業外収益		
受取利息及び配当金	23,697	23,723
その他	25	
営業外費用		
支払利息	242	2,110
株式関連費用	1,245	
支払手数料	313	
その他	308	
経常利益		23,091
特別利益		
投資有価証券売却益	92	92
特別損失		
関係会社株式評価損	707	1,728
固定資産撤去費	603	
事業構造改善費用	272	
投資有価証券売却損	144	
税引前当期純利益		21,456
法人税、住民税及び事業税	1,447	1,816
法人税等調整額	369	
当期純利益		19,640

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金	繰越利益 剰 余 金	
		別途積立金						
当期首残高	54,986	35,026	9,607	44,634	4,217	194,312	140,538	339,068
当期変動額								
剰余金の配当							△8,100	△8,100
当期純利益							19,640	19,640
自己株式の取得								
自己株式の処分			644	644				
自己株式の消却			△10,155	△10,155				
準備金から剰余金への 振替		△25,000	25,000	—				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	△25,000	15,489	△9,510	—	—	11,539	11,539
当期末残高	54,986	10,026	25,097	35,123	4,217	194,312	152,077	350,607

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△17,078	421,611	440,296	440,296	861,907
当期変動額					
剰余金の配当		△8,100			△8,100
当期純利益		19,640			19,640
自己株式の取得	△9,712	△9,712			△9,712
自己株式の処分	3,023	3,667			3,667
自己株式の消却	10,155	—			—
準備金から剰余金への 振替		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△206,690	△206,690	△206,690
当期変動額合計	3,465	5,494	△206,690	△206,690	△201,195
当期末残高	△13,612	427,105	233,606	233,606	660,712

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

其他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

番組及び仕掛品

主として個別法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物

定額法

構築物

定額法 (ただし2016年3月31日以前に取得したものは定率法)

その他

定率法

無形固定資産

定額法。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法。

長期前払費用

毎期均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度末までの負担額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金 ……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、発生翌事業年度に費用処理することとしております。
- (4) 株式給付引当金 ……………当社グループの役員への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

当社における顧客との契約から生じる主な収益は経営管理料であり、各関係会社との契約に基づき、経営管理業務を履行する義務を負っております。当該経営管理料にかかる履行義務は、契約期間に応じて収益を認識しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関連会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(株)やる気スイッチグループホールディングスに対する投資 30,111 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

市場価格のない株式等について、実質価額が著しく低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理をしております。

当事業年度末において、(株)やる気スイッチグループホールディングス株式の取得原価と超過収益力等を反映した実質価額を比較した結果、実質価額が著しく低下した状況はなく、当事業年度における減損処理は不要と判断しております。

② 会計上の見積りに用いた主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響

超過収益力等を反映した実質価額の算定は、(株)やる気スイッチグループホールディングスの事業計画を基礎としており、当該事業計画には生徒数、生徒当たり単価及び人件費の変化といった仮定が用いられています。そのため、事業内容の変化や事業計画の前提となったこれらの仮定が市場環境の状況等の外部要因により影響を受けること等により経営環境の著しい悪化が生じ、超過収益力等を反映した実質価額の算定に影響を及ぼす場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類への影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	47,088百万円
2. 保証債務	
従業員の住宅ローン	182百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	7,654百万円
短期金銭債務	693百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業収益	4,687百万円
営業費用	2,381百万円
営業取引以外の取引高	14,779百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普 通 株 式 (注1,2,3)	6,924,180	2,572,900	3,957,350	5,539,730
合 計	6,924,180	2,572,900	3,957,350	5,539,730

(注1) 当事業年度末の自己株式の株式数には、株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託が所有する当社株式3,399,682株及び役員向け株式交付信託が所有する当社株式268,336株が含まれております。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,572,900株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,343,600株、役員向け株式交付信託による自己株式の取得による増加220,000株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブの退職者分取得による増加4,824株、単元未満株式の買取りによる増加4,476株であります。

(注3) 普通株式の自己株式の株式数の減少3,957,350株は、自己株式の消却3,000,000株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分619,100株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分286,438株、株式付与ESOP信託による自己株式の処分37,548株、役員向け株式交付信託による自己株式の処分14,164株、単元未満株式の買増し請求による減少100株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
投資有価証券及び関係会社株式	21,474
退職給付引当金	1,878
賞与引当金	75
その他有価証券評価差額金	△107,461
その他	844
小計	△83,188
評価性引当額	△21,641
合計	△104,829

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費	0.25%
寄付金	1.95%
受取配当金	△23.45%
評価性引当額の増減	△0.50%
その他	△0.41%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.46%

3. 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この税率変更により、当事業年度末の繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)が3,004百万円増加し、法人税等調整額が63百万円減少しております。また、その他有価証券評価差額金が3,068百万円減少しております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)TBSテレビ	所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任 資金の借入	資金借入 (注 1)	(3,992) (注 2)	関係会社 短期借入金	57,070
				経営管理料 (注 3)	2,117	売掛金	194
子会社	(株)THE SEVEN	所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任 資金の借入	資金借入 (注 1)	2,486 (注 2)	関係会社 短期借入金	26,822
子会社	(株)BS-TBS	所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任 資金の借入	資金借入 (注 1)	(506) (注 2)	関係会社 短期借入金	13,027
子会社	(株)TBS企画	所有 直接100%	経営管理 資金の借入	資金借入 (注 1)	(4,758) (注 2)	関係会社 短期借入金	11,639

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 資金の借入については、市中金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注 2) 短期資金の借入と返済の純額を記載しております。

(注 3) 経営管理料については、業務内容等を勘案し、当事者間の契約により決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,128円13銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 122円08銭 |

(注1) 1株当たり純資産額の算定上、株式付与ESOP信託が所有する当社株式3,399,682株及び役員向け株式交付信託が所有する当社株式268,336株を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上、株式付与ESOP信託が所有する当社株式3,420,616株及び役員向け株式交付信託が所有する当社株式205,805株を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(その他の注記)

1. 株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan)信託
株式付与ESOP信託に関わる取引については、連結注記表の「その他の注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。
2. 役員向け株式交付信託
役員向け株式交付信託に関わる取引については、連結注記表の「その他の注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社ＴＢＳホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 中 谷 剛 之
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 太 基
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ＴＢＳホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＴＢＳホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社ＴＢＳホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 中 谷 剛 之

公認会計士 佐 藤 太 基

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ＴＢＳホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第98期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、法務・コンプライアンス統括局、内部監査局その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。グループ監査の観点からは、グループ会社の常勤監査役をメンバーとする連絡会を開催し、情報や意見の交換をいたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

株式会社TBSホールディングス 監査役会

常勤監査役 藤 原 哲 ㊞

常勤監査役 津久井 直也 ㊞

社外監査役 藤 本 美 枝 ㊞

社外監査役 大 島 眞 彦 ㊞

社外監査役 小 粥 純 子 ㊞